

中央区緑化推進委員会設置要綱

31中環水第330号

令和2年3月31日

(設置)

第1条 「中央区緑の基本計画」(以下「基本計画」という。)に係る事業の効果的かつ効率的な推進を図るため、中央区緑化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画における施策の評価及び検証に関すること。
- (2) 基本計画における施策の事業及び取組の見直しに関すること。
- (3) 基本計画の改定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する9人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 中央区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)の関係団体の代表者 4人以内
- (3) 区職員 3人

(委員の要件)

第4条 委員(前条第2項第3号に掲げる者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 造園分野、環境分野等に関する総合的な知見を有する者
- (2) 造園分野に精通し、自然環境を活かしたまちづくりに知見を持つ者
- (3) 区と連携して緑、環境等に関するボランティア活動を行っており、地域のコミュニティについて知見を持つ者
- (4) 緑地を活用した地域活性等の事業を行っている者
- (5) 区内における緑若しくは環境に関するイベント又は体験活動を行っている者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員(第3条第2項第3号に掲げる者を除く。)の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代

理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会)

第10条 委員会は、第2条各号に掲げる事項を検討するため必要があるときは、検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 検討部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、検討部会の事務を掌理し、検討部会において調査し、及び検討した結果を委員会に報告する。

(会議の公開)

第11条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、環境土木部水とみどりの課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。